

平成30年8月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成30年8月24日（金）午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第302会議室	
出席委員	出席者 教育長 菅 谷 道 生 委員 田 邊 勉 委員 立 原 順 子 委員 中 島 雅 己 委員 岡 田 治 美	欠席者
委員以外の出席者	教育次長 学校教育課長 指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 阿見第一小学校学校主査 阿見中学校学校主査 学校教育課主事	
議 題	<p>議案第 37号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 38号 阿見町立学校に係る学校事務共同実施に関する規則について</p> <p>議案第 39号 阿見町教育委員会学校長事務決裁規程について</p> <p>議案第 40号 阿見町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第 41号 阿見町小学校入学祝い品支給事業実施要綱について</p> <p>議案第 42号 阿見町文化芸術振興基金条例の制定について</p> <p>議案第 43号 阿見町文化芸術振興基金の運用に関する要綱の制定について</p> <p>議案第 44号 平成30年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>議案第 45号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>議案第 46号 阿見町運動部活動の運営方針について</p> <p>議案第 47号 阿見町生徒指導支援員設置規則について</p> <p>議案第 48号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>報告第 21号 阿見町社会教育委員の委嘱の専決について</p> <p>平成30年8月教育業務報告及び平成30年9月教育業務予定</p>	
傍聴者	1名	
議 事 概 要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、8月教育委員会定例会を開会します。</p> <p>まず、会議録の確認ですが、7月の教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委員	異議なし。	

教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。</p> <p>次に、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び議案第40号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第37号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>○議案第38号 阿見町立学校に係る学校事務共同実施に関する規則について</p> <p>○議案第39号 阿見町教育委員会学校長事務決裁規程について</p> <p>○議案第40号 阿見町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について</p> <p>資料の1ページから21ページをご覧ください。議案第37号から議案第40号については、学校事務の共同実施を行うために、例規の新規制定及び一部改正を行うものです。</p> <p>学校現場での教育課程の複雑化・多様化に伴い、学校が対応する事務・業務が拡大し、学校全体の業務量が増加する中で、子ども達と接する時間の不足等の課題が出てきています。このような課題に対応するために、学校運営組織の見直しとして、学校の管理・運営、学校事務等の効率化が求められています。</p> <p>学校事務の中心的な役割は、各学校の学校事務職員が担っていますが、小・中学校では、原則として、学校事務職員を各校に1人しか配置することができません。このため、十分な組織体制を取ることができず、教育行政サービスの内容に差が生じたり、安定性に欠けたりすることがあります。また、学校事務職員ではない教員の事務に対して、学校事務職員が支援を行うことができず、専門的な行政能力を十分に発揮できない状況もあります。</p> <p>これらのことを踏まえ、学校事務職員の組織体制の確立により、学校で唯一の行政職である学校事務職員の専門的な能力を積極的に活用し、様々な課題に対処するために、複数の学校の学校事務職員が共同して、学校事務の処理等を行う学校事務の共同実施を行います。</p> <p>これに伴い、議案第37号では阿見町立学校管理規則に共同学校事務室に関する内容を加えます。</p> <p>議案第38号では、学校事務の共同実施について、その趣旨や事務の内容について新たに決めました。</p> <p>議案第39号では、各学校長の事務決裁規程について新たに決めました。</p> <p>議案第40号では、阿見町立学校職員服務規程に共同学校事務室の室務</p>

	<p>や事務を処理する際に、所定の勤務場所を離れる必要がある場合の対応に関する内容を加えます。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び議案第40号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>議案第38号では、共同学校事務室の室務と事務に関する内容が定められています。教材・教具等の共同購入と教職員の給与等の支給が事務として規定されていますが、個人的にはとても良いことだと思います。</p> <p>先程の説明の中にありましたが、各学校の学校事務職員は各校に1人なので、同じ職務を1箇所で行うようになれば、趣旨にもあるように効率化を図ることができると思います。</p> <p>現在の学校事務については、職務内容について一定の基準がある中で、各学校の実態に合わせてながら工夫して行っていると思います。また、各学校の良い取り組みについては、教育委員会等を通じて各学校での共有を図っていると思いますが、共同学校事務室で行う事務は教材・教具等の共同購入と教職員の給与等の支給の2点を中心ということですか。</p>
事務局	<p>現在は、各学校に1人の学校事務職員が配置されています。また、その職務内容については、茨城県から『事務職員の標準職務表』という形で示されています。</p> <p>各学校には、経験を積んだ方も若手の方もいらっしゃいます。また、各学校の実態に合わせて、工夫・改善した取り組みを行っています。これが今までの学校事務の形です。</p> <p>今回の共同実施については、学校事務職員が共同組織体を作り、学校事務の軽減や効率化、学校運営支援等のことについて話し合い、その中で出た取り組みの方法等について教育委員会に諮り、認められれば各学校で取り組みを実施していくこととなります。最終的には、町全体としての教育力の向上、学校事務の効率化に向けた事務の強化を図るものです。</p>
教育長	<p>今までも旅費の支払い等では、学校事務職員が集まり互いに確認し合うこと等を実施していました。今後は、共同実施という体制を整えて、実施していくこととなります。</p>
委員	<p>学校事務職員は各学校に1人配置されているということでしたが、共同実施で集まる場合は、全員で何人になるのですか。</p>
事務局	<p>今年度については、共同実施を開始することに伴い、県から加配の学校事務職員が1人配置されています。来年度からは、各学校に配置されている学校事務職員だけで行うこととなりますので、10人で実施することとなります。</p>
委員	<p>共同実施で行う事務については、これまで各学校で行っていた事務と大きな変化はないのでしょうか。</p>

事務局	<p>今までの事務は、茨城県の『事務職員の標準職務表』の範囲で行っていましたが、今後実施する共同事務については、今までよりも取り組む範囲が少し大きくなります。</p> <p>例えば、教員の事務負担軽減や学校の管理・運営支援、教育活動の支援や学校事務自体のマネジメント、校務運営支援等の部分で、これまで以上に学校の中に入って関わるようになります。チーム学校の一員としての職務を果たしていくことになります。そして、チーム学校の一員として果たす職務内容について、学校事務職員で検討していくことになります。この部分が、共同実施を行うにあたってこれまでと異なる点です。</p>
教育長	<p>それでは、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び議案第40号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び議案第40号については承認されました。</p> <p>次に、議案第41号についてお諮りします。これは、先月の教育委員会で保留・検討となった議案です。議案第41号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第41号 阿見町小学校入学祝い品支給事業実施要綱について</p> <p>資料の22ページから24ページをご覧ください。先月の教育委員会で、支給対象者に関する例規の文言についてご意見をいただきましたので、再度精査し、改めて要綱制定の承認を求めるものです。</p> <p>町内に在住する新入学児童及び町外在住で阿見町立小学校に入学する児童に対して入学祝い品を支給するという内容が分かるように、文言を整理しました。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第41号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>仮に、入学祝い品をいらないという方がいた場合はどうするのですか。</p>
事務局	<p>その場合は、相手の意向を尊重したいと思います。入学祝い品が不要な方については、支給された入学祝い品を郵送等で返却していただければ、町で引き取りたいと思います。</p>
委員	<p>ランドセルの支給についても、いらないという方がいた場合は、同様の対応をするのですか。</p>
事務局	<p>ランドセルの支給については、改めて例規の制定が必要になりますの</p>

<p>教育長</p>	<p>で、その際に検討させていただきたいと思います。</p> <p>ランドセルについては、色を何色かご用意することを考えていますので、色の希望調査をした際に、支給は不要という申し出があれば、そこで相手の意向を確かめることができます。しかし、ランドセルの支給に関する例規は今後検討していくこととなりますので、詳細はその時に詰めたいと思います。</p> <p>来年度、ランドセルの支給に関する例規を制定する際に、今ご指摘いただいた懸案事項も含めて検討をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第41号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第41号については承認されました。</p> <p>次に、議案第42号及び議案第43号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○議案第42号 阿見町文化芸術振興基金条例の制定について</p> <p>○議案第43号 阿見町文化芸術振興基金の運用に関する要綱の制定について</p> <p>資料の25ページから28ページをご覧ください。今年の4月に、文化芸術振興に対する指定寄附金という形で、前町長より1千万円の指定寄附金がありました。阿見町の文化芸術の振興に役立ててほしいという意向を受けて、寄附金を基金として積み立て、文化芸術の振興に資する事業に活用するために、阿見町文化芸術振興基金条例を制定します。</p> <p>また、この基金の運用等に関する内容について、阿見町文化芸術振興基金の運用に関する要綱の中に規定しました。基金活用の対象となる事業は、阿見町文化芸術振興審議会が基金の活用を認めた事業、教育委員会が所管する施設において、町が主催・共催する事業、その他町長又は教育委員会が特に認めた事業の3つです。</p> <p>また、基金の対象外経費についても規定しました。対象となる経費を規定すると基金の活用に支障が出る可能性があるため、対象外経費を規定しています。対象外経費は、町の職員の人件費、不動産及びその従物並びに機械、器具及びその他財産の取得に係る費用の2つです。</p> <p>文化芸術事業に該当するものとしては、講演会等の事業と音楽で元気にする町づくり事業を想定しています。これまでは、コンサートを行う時等に有料で行っていた事業があります。有料で行っていた事業以外については、一般財源のみで行っていました。今後は、今回の基金を活用して、コンサートや講演会等の事業を行うことを計画しています。説明は以上です。</p>

教育長	<p>ただいま事務局より、議案第42号及び議案第43号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>前町長は、音楽で町を元気にすることに力を入れていました。今回、文化芸術振興に対して指定寄附金がありましたので、例規の整備をさせていただきました。</p>
委員	<p>日本では、寄附文化が定着していないという状況があります。今回、このような基金ができたことで、他の町民からも寄附がある可能性があります。また、この基金以外にも基金を設けておくことで、町民の方が寄附しやすい環境を作ることができると思います。</p> <p>例えば、現在、予算がないために小規模な補修を行うことができない箇所があると思いますが、そのような補修に対応するための基金を設けることで、補修が可能になるのではないかと思います。</p>
委員	<p>確認ですが、説明の中で、阿見町文化芸術振興審議会が認めた事業に対して基金を活用するとありましたが、教育委員会が所管する施設において町が主催・共催する事業については、事業の内容が基金の趣旨に合致するものであれば、阿見町文化芸術振興審議会の承認は必要ないということでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば、公民館等が基金の趣旨に合致する事業を計画し、教育委員会が所管する施設において町が主催・共催する事業であれば、阿見町文化芸術振興審議会の承認は不要です。</p> <p>また、阿見町文化芸術振興審議会が認めた事業に対して基金を活用できるという内容を入れた理由は、現在、阿見町には大きなホールがありません。このため、他市町村の大きなホール等で阿見町の文化芸術振興に資する事業を行うことも想定されます。このような場合に基金を活用できるように、阿見町文化芸術振興審議会が基金の活用を認めた事業という内容を入れました。しかし、このような事業の数は多くないので、基本的には、教育委員会が所管する施設において、町が主催・共催する事業に対して基金を活用することを想定しています。</p>
委員	<p>阿見町文化芸術振興基金条例の中に、繰替運用という文言がありますが、どのような意味ですか。</p>
事務局	<p>財政的に緊急の必要性がある場合に、基金等の垣根を越えて阿見町文化芸術振興基金を運用することができるように、繰替運用の規定があります。</p>
教育長	<p>それでは、議案第42号及び議案第43号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

教育長	<p>異議なしと認め、議案第42号及び議案第43号については承認されました。</p> <p>次に、議案第44号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第44号 平成30年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>資料の29ページから32ページをご覧ください。第3回阿見町議会定例会で提出する一般会計補正予算案の教育費について記載しています。</p> <p>歳出については、教育費全体で増額となります。教育総務費の事務局費で、職員給与関係経費、生徒指導支援員の経費、オリンピック・パラリンピック教育推進事業等に伴う増額となります。</p> <p>小学校費の学校管理費で、実穀小の電気料・電話料、吉原小の電気料、第二小の下水道使用料に伴う増額となります。実穀小・吉原小の電気料につきましては、4月からの各学校の閉校に伴い、町民体育館の電気料を基本に考えていましたが、各学校にはキュービクルがあり、基本料金がかかります。これに伴い増額補正を行います。実穀小の電話料については、平成30年の3月分の支払いを平成30年の4月に行うこと及び公衆電話の基本料金に伴う増額補正を行います。第二小の下水道使用料については、屋外トイレの漏水に伴い増額補正を行います。</p> <p>小学校費の教育振興費で、第一小の電子黒板購入費、新入学児童に対する学用品費の前倒し支給に伴う増額となります。</p> <p>中学校費の教育振興費で、新入学生徒に対する学用品費の前倒し支給に伴う増額となります。</p> <p>社会教育費の公民館費で、中央公民館・本郷ふれあいセンター・舟島ふれあいセンターの修繕費、本郷ふれあいセンターの備品購入費に伴う増額となります。</p> <p>社会教育費の予科練平和記念館費で、プロジェクターの購入に伴う増額となります。</p> <p>保健体育費の保健体育総務費で、スポーツ大会事業に伴う増額となります。</p> <p>歳入については、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金の増額。文化芸術振興基金指定寄附金の増額となっています。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第44号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>生徒指導支援員という文言がありますが、今までもこのような方はいたのですか。</p>
事務局	<p>生徒指導支援員は、今回新たに設置するものです。詳細については、本日の議案第47号の「阿見町生徒指導支援員設置規則について」の中で説明させていただきます。</p>

委員	<p>実穀小と吉原小の電気料については、今後も継続して支払いを続けるのですか。</p>
事務局	<p>今年度については、これまでのように支払いを行います。今後の支払いについては、現在、跡地利活用の検討の中で校舎の活用方法を検討していますので、それに伴い決まると思います。また、実穀小・吉原小の体育館については、社会体育団体等に貸し出しを行っていますので、その部分については負担する必要があります。</p>
委員	<p>ちなみに、現在のように体育館の使用が中心になっても、キュービクルはないといけないものなのですか。</p>
事務局	<p>キュービクルによって、学校に送電される高圧電流をコンセントや照明等に利用できるものに変換しています。また、体育館の使用が中心になっても、校舎の機械警備や選挙事務等で電気を使用しますので、キュービクルは必要です。</p>
事務局	<p>電気料金の仕組みについて補足させていただきます。電気料金には基本料金と使用料金があります。基本料金については、電気使用量がピークの時の料金が設定されています。</p> <p>実穀小・吉原小については今年の4月に閉校になったので、1年経つと、電気使用量の減少に伴い基本料金が下がります。現在は、閉校になる前の夏や冬の時期で、電気使用量が多かった時を参考に基本料金が設定されているため金額が高くなっていますが、今後は基本料金の減少に伴い、電気料金が安くなる見込みです。ただ、施設として存在する以上は、一定の電気料を確保することが必要になります。</p>
委員	<p>オリンピック・パラリンピック教育推進事業という内容が歳入と歳出にありますが、具体的にはどのようなことを行うのですか。</p>
事務局	<p>まだ明確な内容は決まっていますが、ダンスの講師の依頼等、オリンピック・パラリンピックに向けた講師の依頼や講演の実施等を考えています。</p>
教育長	<p>小学校費・中学校費の教育振興費について補足ですが、先程の事務局からの説明にもあったように、新入学児童生徒の学用品費の前倒し支給の予算を計上しました。これにより、保護者が必要な時に必要なお金を支給することができるようになります。</p>
委員	<p>本郷ふれあいセンターの備品購入費がありますが、何を購入する予定ですか。</p>
事務局	<p>陶芸の窯を購入予定です。現在、窯が傷んでおり、修繕の見積を取ったのですが高額でした。現在の窯がかなりの年数を経過していること、窯の</p>

	<p>使用頻度が高いこと、今後も長く使用することを考慮し、窯を更新することにしました。</p>
教育長	<p>それでは、議案第44号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第44号については承認されました。</p> <p>— 傍聴人が退席 —</p>
教育長	<p>次に、議案第45号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第45号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。今回は平成30年度の追加認定分となり、準要保護児童生徒が3名となります。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第45号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第45号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第45号については承認されました。</p> <p>— 傍聴人が入場 —</p>
教育長	<p>次に、議案第46号についてお諮りします。これは、先月の教育委員会で保留・検討となった議案です。議案第46号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第46号 阿見町運動部活動の運営方針について</p> <p>先月の教育委員会後、各中学校と協議を行い、別紙の案のようになりました。具体的な内容については、「適切な休養日等の設定」について検討いたしました。</p> <p>学期中は週当たり2日以上休養日を設けることについては、これまで</p>

	<p>と同様に、平日は木曜日を休養日とし、土日はいずれか1日を休養日とします。</p> <p>長期休業中における休養日の設定については、夏季休業中の学校閉庁日と年末年始の12月29日から1月3日を休養日とします。</p> <p>朝の部活動の実施については様々な意見がありましたが、朝の部活動は実施しないということになりました。</p> <p>定期試験等の実施前の一定期間を休養日とすることについては、中間・期末テスト前の3日間を休養日とし、実力テスト前日も休養日とすることになりました。</p> <p>また、これらの内容については、町の方針の中に明記することになりました。</p> <p>この町の方針を受けて、各学校で運営方針を策定します。県からの通知では、10月1日までに運用を開始するように定められていますので、9月の初旬に各学校の校長・教頭に町の方針を説明し、10月1日から各学校の運営方針を運用する予定です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第46号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
	<p>前回の案では、朝の活動の実施等について意見に違いがありましたが、町内で統一して実施しないことになりました。町の方針については、学校現場の了承を得ているので、今後は保護者の方にも周知を図る必要があります。</p>
事務局	<p>保護者の方への周知については、各学校の運営方針ができ次第、各学校のホームページへの掲載及び文書の配付を行います。10月1日から運用予定なので、9月中に内容の周知徹底を図ります。</p>
委員	<p>原則として朝の活動は行わないという文言になっていますが、例外的に朝の活動を認めることがあるということですか。</p>
事務局	<p>原則として朝の活動は行わないという文言は、国や県の通知の文言です。阿見町は朝の活動を実施しません。町の方針には、国や県の朝の活動に関する規定の下に「朝の部活動は実施しない。」という文言を加えます。</p>
委員	<p>この町の方針は運動部活動のみ適用なのですか。</p>
事務局	<p>文化部も含めて、すべての部活動が適用対象です。なので、阿見町では朝の活動を実施しないと申し上げましたが、学校の式典等で吹奏楽部が演奏を行うために朝の活動が必要である等、朝の活動を認めざるを得ない場合は実施できるようにします。</p>
教育長	<p>県からは運動部活動の運営方針という形で通知が出されています。これは、スポーツ庁からの通知はありますが、文化庁からの通知がないためだと思われれます。</p>

	<p>運動部も文化部も同じ部活動なので、阿見町では今回の方針を部活動全体に適用したいと思います。</p>
事務局	<p>阿見町の方針では、「その他」のところに文化部についても運動部と同様の扱いをすることが明記されていますのでご確認ください。</p> <p>また、大会の参加等に関する規定については、県等からも詳細な通知が出ていないため、町の方針には明記されていません。</p>
委員	<p>文化部についても、先生方の負担軽減等を考慮すると、運動部の扱いと同じで良いと思いますので、この町の方針案のままで良いと思います。</p>
委員	<p>子ども達のことを考えると、先程おっしゃっていたように、運動部も文化部も1つの活動と捉える方が分かりやすく、子ども達も納得できると思います。</p> <p>また、運動部と文化部で朝の活動の実施等に差があると不公平感も生まれてしまうので、この方針のように統一されていた方が良いと思います。</p>
委員	<p>運用時期等について県から通知が出ているとおっしゃっていましたが、県内のどの市町村でも同じような方針を策定し、10月1日から運用するのですか。</p>
事務局	<p>県内だけでなく全国の市町村で方針を策定し、10月1日からは各学校の方針を運用する予定になっています。</p>
教育長	<p>それでは、議案第46号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第46号については承認されました。</p> <p>次に、議案第47号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第47号 阿見町生徒指導支援員設置規則について</p> <p>資料の35ページから37ページをご覧ください。阿見町生徒指導支援員については、阿見町立の小中学校において、子ども達が安心して学ぶことができる環境を確保するために、子ども達による暴力行為、授業妨害、暴言その他の問題行動の解消に資することを目的として設置します。</p> <p>また、生徒指導支援員には、元警察官の方を委嘱したいと思います。他市町村等でも、元警察官の方に支援員等を委嘱している例があり、阿見町でも学校で諸問題が発生していることを受け、生徒指導支援員を設置することになりました。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第47号の説明がございましたがご質問等あ</p>

	りましたらお願いします。
委員	いつ頃から設置される予定ですか。
事務局	10月の初旬に設置することを考えています。
教育長	9月の補正予算に生徒指導支援員の予算を計上しているため、早くても10月以降の設置となります。
委員	委嘱及び定員の中に定員の人数が明記されていませんが、何人設置する予定ですか。
事務局	他の市町村では、5人くらいの方に委嘱し、輪番で2人から3人が常時対応できる体制を取っているところもありますが、1人しか委嘱していないところもあります。 今回、阿見町では1人を設置する予定ですが、今後は複数人の設置を検討したいと思っています。
委員	元警察官の方を生徒指導支援員に委嘱するのはなぜですか。
事務局	問題行動等の対応を行う場合、警察や児童相談所等の関係機関と連携して取り組むことがあります。また、問題行動等の防止に関しては、子ども達と関わる中で専門的な知識が求められます。これらのことを考慮し、元警察官の方が適していると判断しました。
委員	生徒指導支援員の設置及び目的の内容を見ると、暴力行為や授業妨害等、限定された場面での生徒指導を行うという印象を受けましたが、このような認識で良いですか。
事務局	例規の中には暴力行為等の解消という文言がありますが、これには暴力行為等の防止も含まれています。なので、暴力行為等がある学校にだけ生徒指導支援員を設置するのではなく、1か月交代等で各学校に設置することも考えています。
委員	年間を通して、暴力行為等の事案の数はそれほど多くないと思いますが、暴力行為等の防止にも努めるのであれば、朝のあいさつ運動等でも生徒指導支援員等の方に協力していただいて、学校の雰囲気づくりにも力を貸していただくと良いのではないかと思います。 また、元警察官の方に監視されているという印象を子ども達が受けられないようにする配慮も必要だと思います。
教育長	近隣市町村の話になりますが、暴力行為等があった時に、元警察官の方が組織している団体に応援を依頼し、効果をあげている事例があります。 この方々は、先生に反抗的な子ども達の気持ちを掴むことに長けています。また、教員にはできない立場・観点から子ども達と関わることができ

	<p>ます。元警察官という肩書きを聞くと、監視等のイメージを持ってしまいかもしれませんが、子ども達と接することに関して専門的な知識や経験を持っている方々です。阿見町でも、このような方に生徒指導支援員を委嘱したいと考えています。</p>
委員	<p>教員と同じように、何かがあった時は、子ども達ときちんと向き合って対応してくださる方を委嘱していただきたいと思います。</p>
委員	<p>先程もありましたが、監視されていると子ども達が感じてしまうと萎縮してしまうと思います。子ども達が気軽に相談することができるような方に委嘱していただきたいと思います。</p>
教育長	<p>問題行動等を起こしてしまった子ども達の指導だけでなく、学習に取り組む子ども達の環境を守ることも必要になります。</p> <p>現在、問題行動等を起こしてしまった子ども達に対して出席停止を命じる制度はありますが、運用が困難であるのが実情です。出席停止を命じるような事態になる前に、学校での指導によって、改めて学校に適應することができるようになる一助として、この規則を制定したいと考えています。</p>
	<p>それでは、議案第47号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第47号については承認されました。</p> <p>次に、議案第48号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第48号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p>
	<p>資料の38ページから39ページをご覧ください。議案第48号については、議案第47号で説明しました生徒指導支援員の報酬について定めるために、条例の一部を改正するものです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第48号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第48号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第48号については承認されました。</p>

<p>教育長 事務局</p>	<p>— 傍聴人が退席 —</p> <p>次に、報告第21号について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>○報告第21号 阿見町社会教育委員の委嘱の専決について</p> <p>資料の40ページから41ページをご覧ください。阿見町社会教育委員の定員は10人ですが、前回の委嘱では、社会教育委員の選出の関係で9人しか委嘱することができませんでした。今回、残り1人の社会教育委員の選出がありましたので、平成30年6月1日付けで追加委嘱しました。任期は平成30年6月1日から平成32年3月31日です。</p> <p>ちなみに、第1回の社会教育委員の会議は、5月29日に開催しました。第2回の会議は、平成31年の2月か3月を予定しています(個人情報の内容は非公開)。報告は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま事務局より、報告第21号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、報告第21号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認め、報告第21号については承認されました。</p>
<p>教育長</p>	<p>— 傍聴人が入場 —</p> <p>次に、8月の教育業務報告及び9月の教育業務予定を事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○平成30年8月教育業務報告</p> <p>1日第2回特別支援学級担当者研修会、2日教育委員会定例管理職会、いばらき教員応援団研修会、スーパーリア市使節団歓迎式・対面式、3日町教研発表会、スーパーリア市使節団歓迎食事会、4日まい・あみ・まつり2018開会式典、6日町教育推進委員会、議員面会、7日災害対策本部設置・運営訓練、スーパーリア市使節団町民との交流会、8日スーパーリア市親善使節団見送り、学力向上面談、9日総合計画策定協議会、保護者面会、10日友好都市柳州市訪問団結団式、中学生いきいき介護教室閉講式、阿見町教職員の会、11日阿見第二小学校おやじの会防災キャンプ、17日平和記念式典派遣事業報告会、阿見町学校運営研修会、阿見町学校運営研修会懇親会、19日フレンドリータウンデイズ、21日教員評価面談、23日教員評価面談、通学路安全対策推進会議、24日教員評価面談、幼児教育と小学校教育の接続のための研修会、教育委員会定例会、28日教員</p>

	<p>評価面談、30日議会全員協議会、31日部課長会議</p> <p>○平成30年9月教育業務予定</p> <p>3日二学期始業式、町校長会、4日町教頭会、部課長会議、5日町教務主任会、6日下水道コンクール審査、登下校防犯プラン対策会議、7日議会定例会開会、8日中学校体育祭、県スポーツ少年団指導者研修会、11日管理訪問、12日管理訪問、13日管理訪問、22日小学校運動会、25日教育委員会定例会(予定)、27日健康標語審査会、28日議会定例会開会</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、8月の教育業務報告及び9月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>8月23日の通学路安全対策推進会議と9月6日の登下校防犯プラン対策会議は、何か関連がある会議なのですか。</p>
事務局	<p>通学路安全対策推進会議は、各小中学校から通学路の危険箇所や要望を挙げていただき、警察の方、龍ヶ崎工事事務所の方、町の関係各課の職員で現地調査を行い、今後必要な対応について検討するものです。</p> <p>また、この会議は毎年実施しており、継続的な通学路の状況確認も行っています。子ども達が利用する通学路の安全をどのように確保するかについて協議する会議です。</p> <p>登下校防犯プラン対策会議は、新潟県での事件を受けて、改めて危険箇所を確認し、どのような対策を行うか検討する会議です。この会議は、今年度から行われるもので、主に防犯面について協議を行います。</p>
委員	<p>通学路安全対策推進会議では、ブロック塀等の確認も行ったのですか。</p>
事務局	<p>通学路安全対策推進会議では、道路の状況や街灯等を中心に確認しますので、ブロック塀等の状況は確認していません。ブロック塀等については、6日の登下校防犯プラン対策会議の中で話があるのではないかと思います。</p> <p>また、町内小中学校の敷地内にあるブロック塀等については、すでに撤去工事の契約が済んでおり、一部の学校では撤去工事が終了しています。</p>
教育長	<p>3中学校の壁打ち用のブロック塀と本郷小学校の駐在跡地のブロック塀を撤去します。駐在跡地のブロック塀については、すでに撤去工事が終了し、フェンスを新設してあります。</p> <p>個人宅が所有しているブロック塀等については整備を進めるのが難しいようですが、学校等の公共施設については速やかに対応しています。</p> <p>加えて、6日の登下校防犯プラン対策会議に関連してお知らせします。阿見小学校区の中央東では、通学路で女子児童が1人になってしまう箇所限定ではありますが、元警察官等の地域のボランティアの方が積極的に関わってくださっています。また、該当箇所の地図の作成等も行っています。</p>

	<p>地域の子どもは地域で守るという啓発までしていただいています。このような活動が町内に広がっていくようにしたいと思っています。</p> <p>地域での活動に関連して、8月11日には阿見第二小学校のおやじの会が行う防災キャンプに参加してきました。学校行事で作成するようなしおりや日程表を作り、役割分担して飯盒炊飯や段ボールベッドの作製等を実施していました。また、消防署や自衛隊の方も活動に協力してくださっていました。</p> <p>このような地域の力を借りることで、働き方改革や地域全体で子ども達を育てるといふ本来の形を推進することができると思います。このような活動が他の地域でも行われるように、啓発していきたいと思っています。</p> <p>また、各地域にあるこのような活動等を推進・再構築することで、目指しているコミュニティ・スクールを創ることができると思います。現在、第二小学校では、教員は数年で入れ替わる可能性があるため、地域の方がコミュニティ・スクールのコーディネーターを務めてくださっています。このような体制が第二小学校にはあるので、阿見町内のコミュニティ・スクール形成の先導をお願いしています。</p>
委員	<p>中央東や第二小学校の取り組みの話がありましたが、このような活動を『広報あみ』等で周知することで、取り組みを実施する地域が増えてくるのではないかと思います。</p>
委員	<p>登下校防犯プラン対策会議に関連してですが、1人になってしまう子ども達のマップ作りについては活動を広げてほしいと思います。それと同時に、マップ作りの活動だけで終わらないように、青色防犯パトロール等の他の機関と連携できるようにすると良いと思います。また、有事の場合に備えて、これらの情報を速やかに伝えられる体制を作ることができれば良いと思いました。</p>
委員	<p>防犯については、予算的な問題もあるとは思いますが、ダミーでも良いので防犯カメラを設置できると効果的だと思います。</p>
委員	<p>防犯カメラの件については、関係機関等から阿見町に対して設置の要望が出ているのではないかと思います。防犯カメラについては予算化をしているという話を聞いたのですが、どのような状況ですか。</p>
事務局	<p>関係機関等からの要望を受けて、予算化に向けて動いてはいますが、まだ予算化できていないと聞いています。</p> <p>また、阿見町では不法投棄の防止のための防犯カメラの設置が進められていましたが、今後は通学路の安全確保に向けて防犯カメラを設置していくことになると思います。</p>
教育長	<p>国や県の通知の中でも、防犯カメラの設置を推進する文言が含まれていますので、積極的に取り組まなければならないと思っています。</p>
委員	<p>通学時に交差点等の立哨をしている保護者の方から、危険な運転をして</p>

事務局	<p>いる車がいるという話を何度も聞いたことがあります。防犯カメラの設置により、そのような運転の抑制にもつながると思いますので、交差点等には防犯カメラを設置してほしいと思います。</p> <p>6日の登下校防犯プラン対策会議には担当部署の方も出席しますので、今回の件についてお知らせすると共に、連携して取り組みたいと思います。</p>
委員	<p>先程、地域の活動に関する話がありましたが、地域の活動が活発であるのはとても良いことだと思います。ただ、その活動を持続することが非常に困難であるのが現状です。</p> <p>各学校のおやじの会の活動状況について聞き取りを行った方がいますが、多くの学校で活動できていないという現状が分かりました。活動できていない理由としては、以前は活動していたが、活動の中心になっていた方がいなくなったことに伴い、活動できなくなったというものが多かったです。</p> <p>現在、第一小学校と第二小学校には、中心となって活動に参加している方がいるので、活動できているのだと思います。ただ、中心となる方がいなくなったら、活動が行われなくなってしまうかもしれません。</p> <p>保護者だけで活動するのではなく、卒業生や元保護者の方等、保護者以外の方等と連携し、きちんと組織化しておかないと活動を持続するのは難しいのではないかと感じています。今ある良い活動を広めるだけでなく、その活動をどのようにして続けるかも踏まえてコミュニティ・スクールの設置の仕方を考えないと、コミュニティ・スクールを設置したとしても、ただ設置しただけで終わってしまうと思います。</p>
事務局	<p>おやじの会について話がありましたので、少し説明させていただきます。おやじの会には、全国規模のおやじの会の組織があるそうです。</p> <p>元々おやじの会はPTAとは異なります。PTAは皆様もご存じのように、父母と教職員の会です。お子様が学校に通学している父兄の方で組織されるものです。</p> <p>今の阿見町にあるおやじの会の多くは、PTAの親父の部のような位置づけになっています。つまり、お子様が学校に通学している父兄の方で構成されていますが、本来のおやじの会とは構成が異なります。</p> <p>本来のおやじの会は、元々PTAだった方や地域の方を中心に学校に関わってくださる組織のことだそうです。阿見町のおやじの会との違いは、お子様が卒業しても引き続き活動をされる方がいる点と地域の方も参加している点です。なので、お子様がいない方でもおやじの会として活動している方もいるそうです。</p> <p>阿見町には、今述べたようなおやじの会が組織されていないだけでなく、阿見小学校、第一小学校、第二小学校以外の学校におやじの会がありません。積極的に支援を行っておやじの会を組織化するだけでなく、最終的にはコミュニティ・スクールにもつなげていきたいと考えています。</p> <p>ちなみに、実穀小学校にもおやじの会がありましたが、実穀小学校のおやじの会には、お子様が学校を卒業された後も参加している方がいたそう</p>

	<p>です。現在は、本郷小学校との統合によりなくなってしまいましたが、同じようなおやじの会を再度結成して、組織化できるような支援をしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>私自身も経験があるのですが、子どもが卒業しても2年間くらいは活動に参加していました。ただ、父兄の方との関係が少なくなるにつれて、活動に参加しにくくなりました。また、年上の方が参加してしまうと若手が育ちにくくなってしまうという考えもあると思うので、難しい問題だと思いました。</p>
事務局	<p>最終的には、人の問題になってくると思います。現役で積極的に活動してくださっている方がいれば円滑に進むと思いますが、現状だと難しいと考えています。</p> <p>ただ、全国的なおやじの会の実態としては、学校の保護者の方から地域のお年寄りまで参加して活動しているものが多いです。一度活動に参加したら、長く、深く関わっていただけるような方策を考えていきたいと思えます。</p>
委員	<p>長く活動に参加してもらうことも大切ですが、阿見町の現状を踏まえると、まずは活動に参加していただける保護者の方を増やす必要があると思います。保護者で活動に参加してくださる方が増えれば、お子様が卒業した後も関わってくださる方が出てくるのではないかと思います。</p> <p>また、活動に関わるきっかけとして、防災キャンプは有効だと思いました。子ども達が楽しむだけで終わってしまう活動が多い中で、各地域の防災団体等、地域の方も参加できるという点で、防災キャンプは良い取り組みだと思いました。</p>
事務局	<p>私達も良い取り組みだと考えています。なので、第二小学校のおやじの会の方と協議が必要になりますが、第二小学校区以外の方で参加したい方がいれば参加できるようにする等の方策を考えています。これにより、継続して防災キャンプに参加してくださる方が増えたり、居住する地域において、地域の方が参加できる活動が増えたりするのではないかと考えています。</p>
委員	<p>おやじの会等の組織自体ではなく、活動内容がとても大切だと思います。現在、積極的に活動しているところについてはその活動を活用し、それ以外の地域では、その地域を守るために継続して活動できる内容やシステムを創り、それを行政が支援することで、継続して活動できるようになるのではないかと思います。1回の活動で終わるのではなく、今後も継続できるのかも考慮して始めることが大切だと思います。</p>
教育長	<p>それでは、その他連絡事項について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)</p>

教育長	ありがとうございました。その他ございませんか。
委員	総合教育会議の日程はまだ決まっていますか。
事務局	まだ日程が決まっていないので、決まり次第、ご連絡いたします。
委員	<p>町の総合計画の会議に出席しているのですが、総合計画についても、教育関連の内容については、教育大綱と町の方針が一致する必要があると思います。また、教育振興基本計画との整合性も必要だと思います。</p> <p>次の総合計画の会議が11月にある予定なので、それまでに教育大綱等をまとめておく必要があると思いました。総合教育会議の中で議論したものを、教育委員会の意見として示す必要があると感じました。なので、11月の総合計画の会議の前までに、総合教育会議で確認する必要があると思います。</p> <p>また、小学校では2020年度、中学校では2021年度から新しい学習指導要領に基づく教育課程に完全移行するので、以前にいただいた教育大綱の案に追加しなければならない文言があるのではないかと思います。なので、そのような内容について議論する場を設けてほしいと思います。</p>
教育長	<p>総合教育会議については、再度日程と内容の調整をお願いいたします。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○次回の教育委員会 平成30年9月25日(火)午後3時30分</p> <p>○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 (報告連絡内容については記載省略)</p>
閉会	午後 5 : 4 0

議事録署名

平成 年 月 日

教 育 長

委 員